

障がい福祉 各種手当の申請を!

～特別児童扶養・特別障害者・障害児福祉手当～

身体や知的、精神に障がいがある人や、障がいがある子どもを養育している人などに、各種手当を支給します。対象となる人は、申請してください。

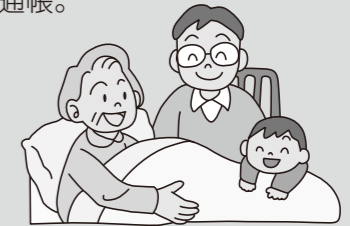
	特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当
	身体・知的・精神などに障がいがある20歳未満の人を監護している父母、または養育者に支給します。	身体・知的・精神に重度の障がいがあるため、日常生活に特別の介護を必要とする20歳以上の重度障がい者に支給します。	身体・知的・精神に重度の障がいがあるため、日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の人に支給します。
支給対象	次の障がいがある人を養育している人。 ●身体障害者手帳1～3級と4・5級の一部程度の身体障がいがある人。 ●療育手帳A1・A2・B1程度の知的障がいがある人。 ●精神・肝臓・血液などの疾患により日常生活を送ることに支障がある人。 ●身体・知的・精神の障がい重複し、日常生活を送ることに支障がある人。	次のいずれかに該当する人。 ●身体障害者手帳1・2級程度の異なる障がい重複する人。 ●身体障害者手帳1・2級程度の障がいや療育手帳A1程度の知的障がい、精神障がい重複する人。 ●療育手帳A1程度の知的障がいがあり、食事や排せつ、買い物などが1人ではまったくできない人。	次のいずれかに該当する人。 ●身体障害者手帳1級程度の障がいがある人。 ●療育手帳A1程度の知的障がいがある人。 ●身体または知的(精神)の障がい重複し、常に介護を必要とする状態の人。
支給対象外	●障がい者が福祉施設に入所しているとき。 ●障がい者が障害年金を受給しているとき。 ●本人または配偶者、扶養義務者の収入が一定以上あるとき。	●福祉施設に入所している人。 ●3カ月以上の長期入院をしている人(見込みの人を含む)。 ●本人または配偶者、扶養義務者の収入が一定以上あるとき。	●福祉施設に入所している人。 ●障害年金を受給している人。 ●本人または配偶者、扶養義務者の収入が一定以上あるとき。
支給額	1級…1人月額 50,050円 2級…1人月額 33,330円 (いずれも年3回に分けて支給)	月額 26,080円 (年4回に分けて支給)	月額 14,180円 (年4回に分けて支給)
申請方法	本庁・福祉課または牛深支所・市民生活課、その他の支所担当課に備え付けの認定請求書と所得状況届(特別児童扶養手当の場合は不要)に必要事項を記入し、同課へ提出してください。		
申請に必要なもの	戸籍謄本、住民票謄本、特別児童扶養手当用診断書、障害者手帳(所持者のみ)、受給者名義の預貯金通帳、印かん。	住民票謄本(本籍・続柄記載のもの)、特別障害者手当用診断書、障害者手帳(所持者のみ)、年金受給者は年金額のわかる書類、本人名義の預貯金通帳、印かん。	住民票謄本(本籍・続柄記載のもの)、障害児福祉手当用診断書、障害者手帳(所持者のみ)、本人名義の預貯金通帳、印かん。

☎本庁・福祉課

在宅介護者手当の申請を受け付けます!

寝たきりの高齢者や重度の心身障がい者(児)を在宅で1年以上介護している人に、在宅介護者手当を支給します。対象となる人は申請してください。

- 受給資格**=平成24年10月2日以前から今年10月1日まで引き続き次のいずれかに該当し、市内に住所がある人を、市内で1年以上在宅介護している人。
①介護保険の要介護4または5の人。または、要介護3の人で認知症の人(「認知症老人の日常生活自立度判定基準」による認知症のランク中度以上)。
②身体障害者手帳1種1級の所持者で寝たきりの状態にある人。
③療育手帳A1の所持者。
④精神障害者保健福祉手帳1級の所持者で、寝たきりの状態にある人。
- 支給額**=年額10万円。
- 支給月**=12月。
- 申請方法**=①は本庁・高齢者支援課、②③④は本庁・福祉課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、10月1日☎から同15日☎までに同課へ提出してください(各支所担当課でも申請できます)。
- 持参品**=印かん、介護保険証・身体障害者手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(所持者のみ)、申請者(介護している人)名義の預貯金通帳。



☎①は本庁・高齢者支援課 / ②③④は本庁・福祉課

※ただし、平成24年10月2日以降に、通算90日を超える入院や施設入所をした人は除きます。

「長引く咳は、赤信号!」

9月24日☎から30日☎は結核予防週間です

結核は、結核菌を吸い込むことによって起こる感染症です。現在ではきちんと治療すれば完治できるようになりましたが、今でも全国では年間約2,000人が結核で亡くなり、約2万人が新たに発病している重大な感染症です。

市では毎年25人程度が新たに発症していますが、高齢者がほとんどを占めています。高齢者に多いのは若いころに感染し、肺の中で眠っていた結核菌が、体力が低下し免疫力が弱ってくる高齢期になって再び増殖を始め、発病することが多いからです。

結核の症状はかぜとよく似ています。せきや痰、発熱が2週間以上続いたら、必ず医療機関で受診し、胸のレントゲン検査などを受けてください。また、年に1回は肺がん・結核検診も受けましょう。

結核菌を吸い込んでも、免疫力が強いと発症せずに治ります。日ごろから、「7つの健康習慣」を実行し免疫力をアップさせ、結核菌に負けない生活をしましょう。

【7つの健康習慣】

- ① 十分な睡眠をとる
- ② 標準体重を維持する
- ③ 朝食を毎日食べる
- ④ 過度の飲酒をしない
- ⑤ たばこを吸わない
- ⑥ 汗が出る程度の運動を定期的にする
- ⑦ 間食をとらない



☎天草中央保健福祉センター ☎243737